

原子力規制委員会組織規則の改正について

令和 3 年 3 月 1 7 日
原 子 力 規 制 庁

令和 3 年度機構・定員要求の結果を反映するとともに、原子力規制庁の所掌事務等に関する規定を整理するため、別紙のとおり原子力規制委員会組織規則を改正することとした。

1. 改正概要

(1) 令和 3 年度機構・定員要求の反映

- ア 上席技術研究調査官の人数を「9 人」から「12 人」に変更する。
- イ 上席監視指導官の人数を「9 人」から「11 人」に変更する。

(2) 放射線安全研究に関する規定の整理

令和 4 年度より放射線安全に関する事務のうち調査及び研究を放射線防護 G から技術基盤 G へ移管する構想の実現に向けて、令和 3 年度から準備を行えるよう技術基盤課の所掌事務を追加する。

(3) 原子力専門検査官に関する規定の整理

首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官が、平成 29 年の原子炉等規制法改正法附則の規定により「なお従前の例による」こととされる検査（使用前検査、溶接検査、燃料体検査及び施設検査）を行うことができることを明確化する。

(4) 地方公共団体との連絡調整に関する規定の整理

地方公共団体との連絡調整を関係課室で一体となって効果的に実施できるよう、広報室の所掌事務から当該業務を削除し、総務課が直轄する事務とする。

2. 施行時期

令和 3 年 4 月 1 日

3. 備考

原子力規制庁組織細則についても所要の改正（定員要求の反映、訓令室の設置、記載の適正化）を行う。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項の規定に基づき、及び原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(技術基盤課の所掌事務)</p> <p>第五条 技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。 「一～三 略」</p> <p>四 原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。</p> <p>(放射線防護企画課の所掌事務)</p> <p>第六条 放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 「一・二 略」</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に 関すること(総務課、技術基盤課及び監視情報課の所掌に属す るものを除く。)</p> <p>「四・五 略」</p> <p>六 第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に關す ること(技術基盤課、監視情報課及び安全規制管理官の所掌に 属するものを除く。)</p> <p>(監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令 審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整 官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門 官及び上席原子力防災専門官)</p> <p>第十四条 「1～3 略」</p> <p>4 広報室は、広報に関する事務をつかさどる。 「号を削る。」 「号を削る。」 「号を削る。」</p>	<p>(技術基盤課の所掌事務)</p> <p>第五条 「同上」 「一～三 同上」 「号を加える。」</p> <p>(放射線防護企画課の所掌事務)</p> <p>第六条 「同上」 「一・二 同上」</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に 関すること(総務課及び監視情報課の所掌に属するものを除く 。)</p> <p>「四・五 同上」</p> <p>六 第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に關す ること(監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを 除く。)</p> <p>(監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令 審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整 官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門 官及び上席原子力防災専門官)</p> <p>第十四条 「1～3 同上」</p> <p>4 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 広報に関すること。 二 委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務</p>

〔5〕18 略〕

(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもって充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

〔2〕12 略〕

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官(原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。)として置かれるものとする。

〔2〕3 略〕

4 首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等(原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認のうち核物質防護に関するものを除いたものをいう。以下同じ。) (確認にあつては、使用前

の総括に関すること。

〔5〕18 同上〕

(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもって充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

〔2〕12 同上〕

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官(原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。)として置かれるものとする。

〔2〕3 同上〕

4 首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等(原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認をいう。以下同じ。)に関する専門的事項についての企画及び立案並びに実施に関するものを

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>事業者検査及び使用前検査に係るもの（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）（附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる検査を含む。）に限る。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。</p> <p>5 統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける（原子力規制検査等のうち確認にあつては、首席原子力専門検査官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>〔6〕9 略〕</p> <p>10 統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関するものを助ける（原子力規制検査等のうち確認にあつては、首席原子力専門検査官の所掌に属するものを除く。）。</p>
	<p>助ける。</p> <p>5 統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>〔6〕9 同上〕</p> <p>10 統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関するものを助ける。</p>